

## 宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、重度の障がいを有する者に対し、タクシー利用料金またはガソリン購入費用の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、もって障がい者の福祉の向上に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者のうち次の（４）または（５）に該当する者とする。

- （１） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障がい者手帳（以下「手帳」という。）の1級及び2級の交付を受けている者
- （２） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている者
- （３） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の1級の交付を受けている者
- （４） （１）から（３）までのいずれかに該当する者が20歳以上の場合は、市県民税の所得割非課税の者
- （５） （１）から（３）までのいずれかに該当する者が20歳未満の場合は、市県民税の所得割非課税世帯の者

### (申請及び利用券の交付)

第3条 助成を受けようとする者は、宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業申請書（様式第1号）により申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、対象者が選択した宮崎市重度障がい者福祉タクシー利用券（様式第2号。以下「タクシー券」という。）もしくは宮崎市重度障がい者福祉ガソリン利用券（様式第3号。以下「ガソリン券」という。）のいずれかを交付するとともに、手帳に交付済の押印を行うものとする。

### (利用券の単価及び交付枚数)

第4条 タクシー券及びガソリン券は、毎年7月1日から翌年6月末日迄を交付対象期間とする。タクシー券の単価は、1枚500円とし、1か月あたり2枚、年間24枚（12,000円分）を交付するものとする。また、ガソリン券の単価は、1枚500円とし、1か月あたり1枚、年間12枚（6,000円分）を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、手帳の新規取得もしくは変更、又は転入等により第2条に定める対象者となった者については、対象者となった日の属する月から翌年度（対象者となった日が4月から6月までである場合にあっては当該年度）の6月までの月数に応じ、タクシー券の場合は1か月あたり2枚を、ガソリン券の場合は1か月あたり1枚を交付するものとする。

### (タクシー券の使用方法)

第5条 タクシー券を使用するときは、タクシーの乗務員に手帳を提示し、請求を受けた料金（各種の割引を受ける場合にあっては、割引後の料金）について、タクシー券に不足額を添えて支払うものとする。なお、タクシー券は1回の乗車につき何枚でも使用することができるものとする。ただし、請求額がタクシー券の合計額を下回った場合でも、つり銭は支払わないものと

する。

- 2 タクシー券は出発地もしくは到着地が宮崎市内でなければ使用することができないものとする。
- 3 タクシー券の有効期限は、交付した年度の翌年度（交付日が4月から6月までである場合にあっては当該年度）の6月末日までとする。

（ガソリン券の使用方法）

第6条 ガソリン券を使用するときは、給油所の係員に手帳を提示し、請求を受けた当該給油料金について、ガソリン券に不足額を添えて支払うものとする。なお、ガソリン券は1回の給油につき何枚でも使用することができるものとする。ただし、請求額がガソリン券の合計額を下回った場合でも、つり銭は支払わないものとする。

- 2 ガソリン券は表紙に記載された登録車両以外には使用することができないものとする。
- 3 ガソリン券の有効期限は、交付した年度の翌年度（交付日が4月から6月までである場合にあっては当該年度）の6月末日までとする。

（使用できる事業者）

第7条 タクシー券を使用できる事業者は、道路運送法（昭和26年号外法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業または同法第43条に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者であって、本市に登録された事業者とする。

- 2 ガソリン券を使用できる事業者は、宮崎県石油協同組合宮崎支部に加盟した給油所とする。
- 3 第1項の登録を受けようとする者は、登録申請書（様式第4号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）一般旅客自動車運送事業または特定旅客自動車運送事業の経営許可書

（2）誓約書（様式第5号）

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、書類の審査により適正と認めるものについて、タクシー券取扱事業者登録済証（様式第6号）を交付する。
- 5 前項の規定により登録された事業者は、登録時に提出した登録申請書に記載した事項に変更があった場合、または登録を廃止する場合は、速やかに事業者登録事項変更・廃止届（様式第7号）を市長に届け出なければならない。

（利用券の請求等）

第8条 前条の規定により登録された事業者は、タクシー券又はガソリン券（以下「利用券」という。）の支払を受けようとする場合は、利用券が使用された月（以下「利用月」という。）ごとに宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業請求書（様式第8号）に、利用券を添えて当該利用月の翌月の20日までに市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により支払いの請求を受けたときは、当該請求の内容を審査し適当と認めた場合は、当該請求があった月の翌月の10日までに事業者を支払うものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、様式第2号については平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、様式第1号、第2号、第3号、については平成21年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、第2条及び様式第2号、様式第3号については平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、第4条及び様式第1号、第2号、第3号、第8号については平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱第7条第1項の規定に基づき市長と契約を締結している事業者は、改正後の要綱第7条第1項に規定する本市に登録された事業者とみなす。

交付番号	タクシー券
	ガソリン券

宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業申請書

申請日 平成 年 月 日

宮崎市長 殿

次のとおり、重度障がい者福祉タクシー料金等の助成を申請します。  
 なお、申請にあたり、交付決定に必要な私及び同一世帯員の課税状況等を確認することに同意します。

フリガナ		生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成
対象者名	印		年 月 日
住 所	宮崎市		
連 絡 先	電話番号		
保護者または 代理人の氏名			続 柄
所持している 障がい者手帳 の種類	1 身体障がい者手帳 ( 1 級 ・ 2 級 ) 2 療育手帳 ( A ・ B 1 ・ B 2 ) 3 精神障がい者保健福祉手帳 ( 1 級 ) ※所持している手帳の等級すべてに○をつけてください		
希望する券種	1 タクシー券 (年額 12,000 円分 : 500 円 × 2 枚 × 12 ヶ月) 2 ガソリン券 (年額 6,000 円分 : 500 円 × 1 枚 × 12 ヶ月)		
生活保護受給 の有無	有 ・ 無 (どちらかを○囲みしてください)		

※年度途中交付：\_\_\_\_\_月から要件該当 切り取り枚数\_\_\_\_\_枚

表紙

交付番号		No. ○○○○	
宮崎市重度障がい者福祉タクシー利用券			
有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
住所 宮崎市			
氏名	手帳番号	第	号
宮 崎 市			

表紙裏

使 用 上 の 注 意
1 本券は、 <u>表紙に記載された本人に限り使用</u> できます。
2 <u>必ず運転手に手帳を提示</u> してください。 <u>手帳提示による利用料金の各種割引を受けた後、本券を使用</u> してください。
3 本券は、有効期限を過ぎた場合は、使用できません。
4 本券は、 <u>出発地または到着地が宮崎市内</u> の場合に限り使用できます。
5 市外へ転出など、異動があった場合は、必ず返納してください。
6 高岡地区乗り合いタクシーには使用できません。
7 本券は、 <u>年1回のみ</u> の交付とし、紛失・盗難等に遭われた場合でも再発行はいたしません。

利用券表

切り取り線

宮崎市重度障がい者福祉タクシー利用券  
交付番号 No. ○○○○  
有効期限 平成 年 月 日

**500円券**

- ★ 本人乗車に限り有効
- ★ 手帳提示に限り有効
- ★ 出発地または到着地が  
宮崎市内に限り有効

《発行者》 宮崎市長

○ ○ ○ ○

印

**乗務員確認欄**

- 1 手帳の氏名・写真と本券表紙の氏名との照合により、本人の乗車を確認しました。
- 2 九州運輸局長の認可を受けた運賃割引制度により、手帳提示による障がい者割引を行いました。
- 3 有効期限を過ぎていません。
- 4 出発地または到着地が宮崎市内です。
- 5 本事業者は、宮崎市に登録されているタクシー事業者です。

以上を確認の上、利用券を受け取りました。

乗車日 平成 年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_

様式第3号

表紙

		交付番号	No. ○○○○
宮崎市重度障がい者福祉ガソリン利用券			
有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
氏名		車両番号	
住所	宮崎市		
宮崎市			

表紙裏

**使用上の注意**

- 1 本券は、表紙に記載された本人が乗車し、手帳を給油所に提示した場合に限り使用できます。
- 2 本券は、表紙に記載された車両に限り使用できます。
- 3 本券は、有効期限を過ぎた場合は、使用できません。
- 4 本券は、宮崎県石油協同組合宮崎支部(電話 23-6474)に加盟した給油所で利用できます。ただし、セルフ式では利用できない給油所が一部ございます。
- 5 市外へ転出など、異動があった場合は、必ず返納してください。
- 6 本券は、年1回のみの交付とし、紛失・盗難等に遭われた場合でも再発行はいたしません。

利用券表

切り取り線	宮崎市重度障がい者福祉ガソリン利用券 交付番号 No. ○○○○○○ 有効期限 平成 年 月 日	<b>給油所確認欄</b>
	<b>500円券</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 手帳の氏名・写真と本券表紙の氏名との照合により、本人乗車を確認して給油しました。</li><li>2 表紙に記載された登録車両への給油です。</li><li>3 有効期限を過ぎていません。</li><li>4 宮崎県石油協同組合宮崎支部加盟店です。</li></ol>
	★ 本人乗車・手帳提示に限り有効 ★ 登録車両への給油に限り有効	以上を確認の上、給油しました。 使用日 平成 年 月 日 店舗名 _____

《発行者》宮崎市長 ○○ ○○ 印

様式第4号

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 所在地  
事業者  
代表者 印

宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業及び  
宮崎市腎臓機能障がい者通院費助成に係る登録申請書

このことにつきまして、宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業実施要綱第7条第3項及び宮崎市腎臓機能障がい者通院費助成事業実施要綱第7条第3項の規定により、タクシー券を使用できる事業者として登録していただきますよう、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業者
- 2 所在地
- 3 電話番号
- 4 代表者
- 5 運送事業種別 ( 一般旅客自動車運送事業 ・ 特定旅客自動車運送事業 )
- 6 添付書類 運輸局発行の経営許可書の写し 1部  
誓約書



## 誓 約 書

宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 7 条及び宮崎市腎臓機能障がい者通院費助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 7 条に基づく事業者登録に関し、次のとおり誓約します。

(業務)

- 1 登録事業者は、宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業及び宮崎市腎臓機能障がい者通院費助成事業に関する業務を行う。

(法令等の遵守)

- 2 この要綱による業務に関し、次の各号に掲げる事項を遵守します。
  - ① 道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日号外法律第 183 号）及び関連法令並びに要綱に定める事項。
  - ② 利用者が不正な行為により、利用券を使用、又は使用しようとしたときは、遅滞なく宮崎市へ報告します。

(利用券の請求)

- 3 利用月ごとに利用券の額を集計して、要綱第 8 条の規定による請求書（様式第 8 号）を提出し、利用月翌月 20 日までに宮崎市に請求して利用月翌々月 10 日までに支払を受けます。期日を過ぎて請求した場合は、支払日が規定日を過ぎても異議ありません。  
請求に係る利用券は、全て適正に使用されたものです。

(個人情報の保護)

- 4 この要綱による業務に関する個人情報の保護については、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守します。

(資格の取り消し)

- 5 誓約事項を守らないときは、即時登録を取り消されても異議ありません。

(有効期間)

- 6 登録の有効期間は、登録日から登録年度末日までとする。ただし、期限の 1 ヶ月前までに登録事業者または宮崎市のいずれかから何らかの意思表示が行われない場合は、有効期間の翌日から向こう 1 か年順次登録期間を更新したものとみなす。

(その他の事項)

- 7 この誓約書に定めがない事項については、要綱を準用することに同意します。

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 住 所

事業者

代表者

印

様式第 6 号

タクシー券取扱事業者登録済証

住 所

事業者

代表者

宮崎市重度障がい者タクシー料金等助成事業及び宮崎市腎臓機能障がい者通院費助成事業  
の取扱事業者として登録されたことを証する。

登録日                    年    月    日

年    月    日

宮崎市長

様式第7号

タクシー券取扱事業者【 変更 ・ 廃止 】届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

事業者

代表者

電話番号

宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業実施要綱第7条第5項及び宮崎市腎臓機能障がい者通院費助成事業実施要綱第7条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

【変更】

事項	変更日	変更前	変更後
所在地			
事業者			
代表者			
連絡先			

【廃止】

登録廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業請求書

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円

○ 対象月                      平成            年            月利用分

○ 利用券内訳                      500円券 ×                      枚

宮崎市重度障がい者福祉タクシー料金等助成事業実施要綱第8条の規定に基づき、利用券を添えて請求します。

宮崎市長 殿

平成            年            月            日

住 所

事業者

代表者

印